10　農業水利総合対策官は、農業水利に係る総合的な対策に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
11～15　（略）
16　権利保全対策官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。
17・18　（略）
（西北陸土地改良調査管理事務所）
第二百七十四条　（略）
2・3　（略）
4　西北陸土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに管理調整官、企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
5・6　（略）
7　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
8　施設監視専門官は、第一項の事業によって造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
9～13　（略）
（木曽川水系土地改良調査管理事務所）
第二百七十五条　（略）
2・3　（略）

（新設）
10～14　（略）
（新設）
15・16　（略）
（西北陸土地改良調査管理事務所）
第二百七十四条　（略）
2・3　（略）
4　西北陸土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに管理調整官、企画情報管理官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
5・6　（略）
7　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
（新設）
8～12　（略）
（木曽川水系土地改良調査管理事務所）
第二百七十五条　（略）
2・3　（略）

4　木曽川水系土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに管理調整官、企画情報管理官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
5～10　（略）
11　権利保全対策官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。
12～14　（略）
（中国土地改良調査管理事務所）
第二百八十条　（略）
2・3　（略）
4　中国土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
5　（略）
6　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

4　木曽川水系土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに管理調整官、企画情報管理官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
5～10　（略）
（新設）
11～13　（略）
（中国土地改良調査管理事務所）
第二百八十条　（略）
2・3　（略）
4　中国土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
5　（略）
6　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。